

商法 出題の意図

不当価格・不当手続きによる新株発行行為に対して、最高裁の判例を前提として、株式発行無効の訴えの要件及び無効事由について検討することを求める問題である。

株式発行の正式な手続きの知識を前提として、経営者が、会社の一部株主を排除する目的で株式を発行すること、更にもその価格が時価よりも安い割合であること、という不当性を、対会社との関係で株式の効力を争う方法について検討することを求める。

新株発行無効の訴えの訴訟要件の充足がなければ、Xの主張は認められない。客観的な事実によって充足・不充足が決定されてしまうため、答案では見過ごされやすいが、実務においては重要な要件である原告適格、期間制限については、条文の引用と共に指摘することを求める。

新株発行無効原因としては、株式発行手続きの瑕疵と有利発行とに分けて論じることを求める。新株発行無効原因には法律上の明文がないことを指摘した上で、最判昭和46年7月16日判例時報641号97頁、最判平成6年7月14日判例時報1512号178頁などの判例を前提として、Xに秘したままの取締役会決議に基づく新株発行と時価の25%を下回る価格での新株発行について、無効とするXの主張が認められるかどうかを検討することを求める。